

令和5年第2回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和5年5月11日）

○議会事務局長（三浦悟君） おはようございます。

臨時会の開会に先立ちまして、柴田市長から議員の皆様にご挨拶の申出がありますので、お受けしたいと思います。

柴田市長、演壇のほうへお願いします。

市長挨拶

○市長（柴田一孔君） —登壇—

おはようございます。

臨時会の開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

5月を迎え、ようやく暖かい日差しが感じられるようになってきた今日この頃でございます。

皆様におかれましては、4月23日に執行されました歌志内市議会議員選挙におきまして、市民の信任を受けられ、見事当選の荣誉に輝き、過日、選挙管理委員会より当選証書が付与され、ここにめでたく議席を得られましたことに対しまして、心より敬意とお祝いを申し上げる次第でございます。

全国的に地方議会議員の成り手不足が深刻な問題になっており、定員割れなど無投票となることが多い中、本市では定数8議席に対しまして9名の届出がございまして、16年ぶりに選挙戦となりました。今回の選挙で再任された議員の皆様、そして、初めて当選された議員の皆様、それぞれの立場で思いを新たに選挙後初の議会に臨まれていることと存じます。

さらなる本市の発展・充実に向けて、皆様方のますますの御活躍を心からお祈り申し上げます。

さて、改めて申し上げますまでもございせんが、市政が円滑に運営されるためには、議会と行政がそれぞれの立場で十分に機能を果たしながら、常に連携を取りつつ市民の幸せを第一に、一体となって取り組んでいくことが重要であると考えております。

御承知のように、本市におきましては人口の減少や高齢化など、相変わらず多くの課題が山積しておりますが、これらの課題を解決していくためには地道な取組の継続はもとより、より一層の創意工夫が求められております。

歌志内の未来のために多くの課題解決に向け、私たち行政も全力を尽くしてまいりますので、皆様には任期中多くの御苦労をおかけすることと存じますが、地域住民の代表として市政への御意見、御指導を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

（午前10時01分 開会）

臨時議長の紹介・挨拶

○**議会事務局長（三浦悟君）** 本日は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、川野議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

川野議員、どうぞ議長席のほうへお越しくださいますようお願いいたします。

〔年長議員川野敏夫君、議長席に着く〕

○**臨時議長（川野敏夫君）** おはようございます。ただいま御紹介をいただきました川野でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行わせていただきます。議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

開会・開議宣告

○**臨時議長（川野敏夫君）** ただいまから、令和5年歌志内市議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより、本日の会議を開きます。

仮議席の指定

○**臨時議長（川野敏夫君）** この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

選挙第1号

○**臨時議長（川野敏夫君）** 日程第1 選挙第1号議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**臨時議長（川野敏夫君）** 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**臨時議長（川野敏夫君）** 御異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に、本田加津子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名いたしました本田加津子さんを議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました本田加津子さんが議長に当選されました。

ただいま当選されました本田加津子さんが議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

皆様の御協力、誠にありがとうございました。

本田議長、議長席にお越しく下さい。

〔本田議長、議長席に着席〕

議 長 就 任 挨 拶

○議長（本田加津子君） おはようございます。お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様の御推挙によりまして、伝統と歴史ある歌志内市議会の議長に御選任を賜りまして、心から感謝を申し上げます。私にとりまして、限りなく光栄に存じますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。

今回の歌志内市議会議員選挙は、16年ぶりの選挙戦となりました。厳しい選挙戦を勝ち抜いて市民からの負託をいただき、議会に席を置く私たちは、多くの市民の思いを背負っております。議会の果たすべき役割を十分に認識し、様々な意見に耳を傾け尊重し、互いに議論を深めながら議員としての活動を進めていかなければならないと強く感じております。

もとより、微力ではございますが、公平で円滑な議会運営に誠心誠意努めるとともに、市民に身近で開かれた市議会の実現を目指しまして、さらなる市議会の活性化に向けて努力してまいります。

議員の皆様方、理事者の皆様方の一層の御支援・御指導・御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（本田加津子君） ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 休憩

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議 席 の 指 定

○議長（本田加津子君） 日程第2 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席については、お手元に配付の議席表のとおり指定をいたします。

議席標をお立て願います。

会議録署名議員の指名

- 議長（本田加津子君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は議長において、1番能登直樹さん、7番下山則義さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（本田加津子君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期を、本日1日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。
会期は、本日1日間と決定いたしました。

諸般報告

- 議長（本田加津子君） 日程第5 諸般報告であります。
事務局長から報告いたします。
三浦議会事務局長。
- 議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。
この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案4件、報告4件と選挙9件であります。
次に、議長の報告でございますが、令和5年第1回定例会以降、昨日までの議会の動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。
また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。
本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。
以上で報告を終わります。
- 議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

選挙第2号

- 議長（本田加津子君） 日程第6 選挙第2号。
これより副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、女鹿聡さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました女鹿聡さんを副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました女鹿聡さんが副議長に当選されました。

ただいま当選されました女鹿聡さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました女鹿議員から、御挨拶があります。

女鹿副議長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

副議長就任挨拶

○副議長（女鹿聡君） —登壇—

ただいま議員の皆様方の御推挙によりまして、副議長の要職に再度就任させていただくことになりました。誠に身に余る光栄に存じますとともに、心より感謝申し上げます。また、その重責に身の引き締まる思いでございます。

これからは、議長の補佐役として副議長の責務を全うするため、全精力を傾け努力するとともに、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑な議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいります。

何とぞ今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会

委員の選任

○議長（本田加津子君） 日程第7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名いたします。

行政常任委員会委員に、能登直樹さん、佐藤良治さん、山崎瑞紀さん、松井敬道さん、川野敏夫さん、女鹿聡さん、下山則義さん、本田加津子、以上8名を指名いたします。

議会運営委員会委員に、能登直樹さん、佐藤良治さん、山崎瑞紀さん、松井敬道さん、川野敏夫さん、下山則義さん、以上6名を指名いたします。

ただいま選任いたしました行政常任委員会並びに議会運営委員会の委員の方々は、休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時27分 再開

○副議長（女鹿聡君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

日程追加の議決

○副議長（女鹿聡君） 議長を交代いたしました。

本田議長は一身上に関する事件のため、退席されました。

本田議長から、行政常任委員会委員の辞任願が提出されております。

お諮りいたします。

議長の常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（女鹿聡君） 御異議なしと認めます。

議長の常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題といたします。

議事日程の変更について、事務局長から説明いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 議事日程の変更について御説明いたします。

お手元の日程表の日程第8を9とし、順次繰り下げまして、日程第7の次に8として議長の常任委員会委員の辞任許可についてを追加願います。

以上であります。

議長の常任委員会委員の辞任許可について

○副議長（女鹿聡君） 日程第8 議長の常任委員会委員の辞任許可についてを議題といたします。

行政常任委員会委員の本田加津子さんから、議長の職務を行う都合上、委員を辞任したいという申出があります。

事情やむを得ないものと認め、許可いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（女鹿聡君） 御異議なしと認めます。

したがって、行政常任委員会委員本田加津子さんの常任委員会委員の辞任につきましては、

許可することに決しました。

議長を交代いたします。

○議長（本田加津子君） 議長を交代いたしました。

ここで、報告いたします。

行政常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長がそれぞれ選任された旨通知がありましたので、御報告いたします。

行政常任委員会、委員長能登直樹さん、副委員長佐藤良治さん。

議会運営委員会、委員長山崎瑞紀さん、副委員長松井敬道さん。

以上で報告を終わります。

選 挙 第 3 号

○議長（本田加津子君） 日程第9 選挙第3号中空知広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

この件については、中空知広域水道企業団規約第5条第1項及び第2項の規定により、企業団議員2名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

中空知広域水道企業団議会議員に、松井敬道さん、本田加津子、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました松井敬道さん、本田加津子の2名を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました松井敬道さん、本田加津子の2名が中空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました松井敬道さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

なお、本田加津子については告知を省略いたします。

選 挙 第 4 号

○議長（本田加津子君） 日程第10 選挙第4号中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

この件については、中空知広域市町村圏組規約第5条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に、佐藤良治さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました佐藤良治さんを中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました佐藤良治さんが中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました佐藤良治さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

選 挙 第 5 号

○議長（本田加津子君） 日程第11 選挙第5号砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。

この件については、砂川地区保健衛生組規約第6条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。
砂川地区保健衛生組合議会議員に、川野敏夫さんを指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました川野敏夫さんを砂川地区保健衛生組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました川野敏夫さんが砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました川野敏夫さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

選 挙 第 6 号

○議長（本田加津子君） 日程第12 選挙第6号空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。

この件については、空知教育センター組合規約第6条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。
空知教育センター組合議会議員に山崎瑞紀さんを指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました山崎瑞紀さんを空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました山崎瑞紀さんが空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山崎瑞紀さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

選 挙 第 7 号

○議長（本田加津子君） 日程第13 選挙第7号石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

この件については、石狩川流域下水道組規約第5条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に下山則義さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました下山則義さんを石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました下山則義さんが石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました下山則義さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

選 挙 第 8 号

○議長（本田加津子君） 日程第14 選挙第8号空知中部広域連合議会議員の選挙を行います。

この件については、空知中部広域連合規約第7条、第8条第1項、第2項及び第3項の規定により、広域連合議員2名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

空知中部広域連合議会議員に、能登直樹さん、本田加津子、以上、2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました能登直樹さん、本田加津子の2名を空知中部広域連合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました能登直樹さん、本田加津子の2名が、空知中部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました能登直樹さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

なお、本田加津子については、告知を省略いたします。

選 挙 第 9 号

○議長（本田加津子君） 日程第15 選挙第9号中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

この件については、中・北空知廃棄物処理広域連合規約第7条、第8条第1項、第2項及び第3項の規定により、広域連合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に女鹿聡さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました女鹿聡さんの中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました女鹿聡さんが、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました女鹿聡さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

報 告 第 3 号

○議長（本田加津子君） 日程第16 報告第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴い、歌志内市税条例も改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへまいります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市税条例の一部を改正する条例。

次ページの本文にまいります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の3ページを御覧願います。

第46条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等の規定でございます。個人市民税に関する地方税法施行規則様式の新設に伴う規定の整備でございます。

第48条は法人の市民税の申告納付、第50条は法人の市民税に係る不足税額の納付の手続の規定でございます。法人市民税に関する地方税法施行規則様式の新設に伴う規定の整備でござ

ございます。

第90条は、身体障害者に対する種別割の減免の規定でございます。身体障害者に関する減免事由を普通自動車税の減免に準ずる規定の整備でございます。

第98条はたばこ税の申告納付の手續、第101条はたばこ税に係る不足税額等の納付手續の規定でございます。たばこ税に関する地方税法施行規則様式の新設に伴う規定の整備でございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定でございます。適用期限を令和6年度から令和9年度に延長するものでございます。

附則第10条は、読替規定でございます。地方税法の改正に伴う引用条文の整理でございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でございます。資料は4ページにわたります。大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置の特例の割合を3分の1とする規定の整備及び地方税法改正に伴う引用条文の整理でございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告の規定の整備及び引用条文の整理でございます。

附則第15条の2は軽自動車税の環境性能割の非課税、附則第15条の2の2は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定でございます。

附則第15条の2の臨時的軽減措置に係る規定を削除し、附則第15条の2の2について、条文の繰上げを行うものでございます。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定でございます。臨時的軽減措置に係る規定の削除を行うものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定でございます。グリーン化特例について、特例の制限を3年間（25%軽減の対象について2年間）延長する規定の整備及び引用条文並びに所要の文言の整理でございます。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定でございます。附則第16条の改正による引用条文の整理でございます。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定でございます。適用期限を令和5年度から令和8年度に延長するものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1条は、施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条は固定資産税に関する経過措置、第3条は軽自動車税に関する経過措置の規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第3号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 4 号

○議長（本田加津子君） 日程第17 報告第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）の施行に伴い、歌志内市国民健康保険税条例も改正を要することとなりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへまいります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次ページの本文へまいります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては資料により御説明いたしますので、臨時会資料の5ページを御覧願います。

第2条は、課税額の規定でございます。後期高齢者支援金等課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。第2条の改正に伴い、減額後の課税限度額を引き上げ、軽減判定所得基準の5割軽減措置を28万5,000円から29万円に、2割軽減措置を52万円から53万5,000円に見直しを行うものでございます。

第26条は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でございます。地方税法の改正に伴い、引用条文の整理をするものでございます。

第30条は、特例対象被保険者等に係る申告の規定でございます。所要の文言の整理をするものでございます。

附則第2項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険の課税の特例の規定でござい

す。引用条文の整理をするものでございます。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項は、各種国民健康保険税の課税の特例の規定でございます。資料は6ページにわたります。引用条文の整理をするものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1項は、施行期日でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、適用区分でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

松井議員。

○4番（松井敬道君） おはようございます。

報告第4号の改正につきまして、質問させていただきます。

今回の改正で、後期高齢者支援金の課税限度額が2万円引き上げられておりますが、この内容は国民健康保険審議会に諮問したのか、諮問したのであればいつ諮問し、何回審議され、答申はいつ受けたのか伺います。

また、中空知管内の市町で法定限度額まで課税限度額を引き上げていないところがあるのか伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 国民健康保険審議会につきましては、今回につきましてはコロナの関係もございましたので特別開催しないで、各審議委員のところ各自この内容について自宅のほうに伺い、内容を説明してまいりました。

その結果、国から示されているこの2万円の限度額の引き上げということについては、特段何かそれに対する附帯的な内容があったのかということとありませんでしたので、この2万円についての承認というか、審議会という開催自体ないですけれども、各委員の自宅を回って内容を説明して確認したところでございます。

すみません。なお、ほかの町の状況の部分については、ちょっと手持ち資料とか確認が成されていないものですから、この場での発言については確認後にさせていただきたいなと思います。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 今回の審議会は開催しなかったけれども、委員のほうに直接伺ってお話を聞いたということでございますが、その中で承認した理由や附帯意見などがあったのか、今、意見はなかったとうことでございましたけれども、何かそういう承認した理由だとか、そういうものがあったのか伺いたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） この件につきましては、各委員のほうには申したときに特段委員のほうからは何か附帯だとか、要望的な意見だとかというものはございませんでした。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） なければ質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、
討論を終わります。

これより、報告第4号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は、報告のとおり承認されました。

ここで、10分間、休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

報 告 第 5 号

○議長（本田加津子君） 日程第18 報告第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

専決処分の理由は、歌志内市公共施設等整備基金条例第2条の規定に基づき、公共施設等整備金の積み立てを増額することにしました。

このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第10号）。

次ページをお開き願います。

令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第10号）。

令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,992万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,589万円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 4 節積立金 2 億円の増額補正は、特別交付税の増額補正分と決算見込みを勘案し、公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

これに伴い、公共施設等整備基金の令和 4 年度末の現在高見込額は、2 2 億 4, 1 7 5 万 8, 4 5 7 円となります。

次に、1 5 款 1 項 1 目とも予備費、8, 0 0 8 万円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3 ページにお戻り願います。

1 0 款 1 項 1 目 1 節とも地方交付税 1 億 1, 9 9 2 万円の増額補正は、特別交付税の増で、前年度に比べ 3, 9 6 1 万 7, 0 0 0 円、5. 6 % 増の 7 億 4, 9 9 2 万円の交付決定があったことから、当初予算 6 億 3, 0 0 0 万円に追加するものでございます。

以上で、報告第 5 号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6 番（女鹿聡君） 今回の基金の積み立てなのですけれども、公共施設等整備基金ということで、全部で 2 億円という形で積み増しなのですけれども、これは公共施設等整備基金のほうに積み増しすることになった理由を聞いておきたいと思います。そのほかにいろいろな基金があると思いますけれども、それに振り分けなくて、この基金に 2 億円ということで積み増した理由を聞きたいと思います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 女鹿議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

今回 2 億円の公共施設等整備基金への積立金ということでございますけれども、これにつきましては、現在進めております児童センター等一元化施設の整備、または今後、公共施設等の更新や整備に要する財源を確保し、将来的にも財政の健全な運営を目指すこととしておりますことから、公共施設等整備基金のほうに積み増しをしたということでございます。それを最優先に今回考えて、この基金のほうに積み増しをしたということでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6 番（女鹿聡君） そうしたら、今、進められる今後のことも考えつつということだと思えますけれども、ほかの事業にもいろいろ多分振り分けていく必要も今後考えられるのかなという気がするのですけれども、これを全部整備基金のほうにやっちゃって、今回のこの基金で全部、文教施設だとかそういった一元化施設を賄っていくという形で考えられているのかなのか、もう 1 回。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 今回の補正につきましては、公共施設等整備基金のほうを優先して 2 億円の積み増しをしたということでございますけれども、もちろん議員おっしゃるとおり、ほかにも市民サービスに対しますソフト関係の事業も多々ございます。これにつきましては御存じのとおり、過疎対策のソフト基金を活用しながら、これは毎年度借入れを起しながら積み増しをして、財源確保していくというようなことをしながら事業を実施しているところでございます。

そのほかに、例えば昨年のことを申しますと、減債基金のほうに一部積んだりとかということもしてございますけれども、これにつきましては、市債の現在残高等を見ながら不測の事態に備

えるということで、基金を積み増しをして将来ともに健全な財政を運営することを目指しながら、その時々状況に応じた判断をしながら適正な基金への積み増しをしているということです。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） そもそもこの交付が決定したのはいつだったのですか。

それと、いろいろな名目があってこの1億1,900万円が増加されたと思うのですが、主立った名目、この分を、ということの名目があるのであれば教えていただきたいと思います。

それと、今、女鹿議員も聞いていましたけれども、積み立てするよという決定をする前に、何かほかの使途、ここに使おうかというような、そういう協議なんかはされたのかどうか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） まず、1点目の交付日でございますけれども、今年度につきましては3月22日が交付決定日で、24日に現金交付というような日程でございました。

それから、2番目の今回の特別交付税の主立った、多く来た理由になりますけれども、これは、今回除雪の経費が一昨年度と比べると減ってはいるのですが、やはり多かったという状況がございますので、そういった部分で除排雪の経費の増加、それから、これは毎年度増額の傾向で来ておりますけれども、市町村立病院に対する財政需要の増額、それから、昨今の原油価格の高騰等に対する経費、そういったことで特別交付税の増額が要因だったというところでございます。

また、特に当市の場合におきましては、特殊財政需要額に対しまして、前年度対比で約2億7,000万円ほど多く財政需要額が増えております。この主な要因につきましては、今回商業施設等の建設事業、これらにつきまして特殊財政需要ということで私どものほうから需要額として計上したところでございます。

3点目です。積み立ての協議につきましては、先ほど交付の決定が3月22日ということでございますので、この積み立てに至った2億円の部分に関しましては、具体的な協議をするいとまはないのですが、先ほど女鹿議員の御質問にも答えましたとおり、これからまだまだ公共施設の更新、それから整備をしなければならぬものがございますので、そういったところで最優先に公共施設の基金のほうに積み立てるということにしたところでございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 3月、4月、まだまだ寒い時期だったので、地方交付税を充てろというわけではないのですが、やっぱり今の答弁にもありました油が高い、ないしはそれぞれ物価が高騰しているというのは世間的にそうなのかもしれませんが、二、三日前に報道で見たのですが、非課税世帯を支援するだとか、それから福祉灯油を増額するだとか、例えば今の1億1,000万円を使うということではないのですが、せっかくそういう、さっきの答弁にもありました原油が高騰しているからというようなことも考えると、そっちのほうの支援もちょっと必要だったのではないかなというふうには思うのですが、その辺の検討は全然されなかったのですか。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 今回の専決に当たっての公共施設等整備基金への積立金の積み増しということに関しましては、繰り返しになりますけれども3月22日の交付決定という

ことで、これは具体的に議論、議会のほうに等も含めまして、なかなか議論する時間的な余裕がなかったというのが現状でございます。

ただ、今、議員おっしゃるとおり、そういった市民生活への物価高騰等の影響というのは十分認識しておりまして、国のほうの3月下旬になりますけれども、国の予算の予備費対応で増額交付をすると、これは臨時交付金で交付するということが言われておりますので、当市のほうにもそういった配分がされる予定になっております。

これにつきましては、今月の企画調整会議の中で内部でも検討しておりますけれども、ここまで話していたのですけれども、6月定例に向けて協議を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 今の答弁の中で6月定例に向けてという言葉があったので少し安心したのですけれども、何回かその積み立てを最優先に考えましたという答弁があったのですけれども、もう1回その最優先というのは、本当はどこに向けたほうがいいのかということ、やっぱり市長が市民に寄り添うというような、安全・安心の生活ができるように、そっちのほうにもちょっと使い方も考えられてもいいのかなというふうに考えるので、その辺、この財源があるから云々ではなく、市長はもし6月に提案できるのであればどっちの方向を向いて提案するつもりなのか、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 特定目的基金、そういう中で、このたびは公共施設等整備基金のほうに積んだということで、その目的につきましては一元化施設の財源、また、このたびはダ・マルシェの建設につきましても、これから数億円の取り崩しを行って充てたということございまして、今後の公共施設の改修、整備等に向けて、最優先して2億円を積んだということでございます。

何かあった場合の財政調整基金6億9,000万円、今現在積み立てございます。これにつきましては、標準財政規模に対して2倍以上の積立金があると、何かあった場合には取り崩す中で対応していきたいというふうに考えております。

ただいま東所課長のほうから説明いたしましたように、6月に向けて国で今検討されている子育て3万円の部分もありますので、これらも含めて内部で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） なければ質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、
討論を終わります。

これより、報告第5号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 6 号

○議長（本田加津子君） 日程第19 報告第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第6号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

専決処分の理由は、国より令和5年度の新型コロナワクチンについて、5月8日から接種が開始できるよう指示があったことから、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

次ページをお開き願います。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,958万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,958万円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、1節報酬32万2,000円から、12節委託料2,245万8,000円までの増額補正は、令和5年度の新型コロナワクチンの接種に係る経費で、接種対象者は初回接種が完了し、前回の接種から3か月以上経過した方で、国より5月8日から接種の開始を求められていることから、既に担当課から個別に案内を発送しており、これらの接種業務に係る職員の報酬、手当、医師謝礼、通勤費、消耗品や郵便料、手数料等の事務費のほか、ワクチン接種乗合タクシー、医師等派遣に係る委託料を計上しております。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費負担金、1節新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,616万8,000円の増額補正は、歳出の衛生費に計上しております新型コロナウイルスワクチン接種における委託料に対するものでございます。

同じく2項国庫補助金、3目衛生費補助金、4節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,341万2,000円の増額補正は、歳出の衛生費に計上した新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務費などに対する補助金でございます。

以上で、報告第6号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第6号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は、報告のとおり承認されました。

議案第24号

○議長（本田加津子君） 日程第20 議案第24号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第24号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠158番地45。

氏名、小川正芳。

生年月日、昭和24年10月19日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員小川正芳氏が令和5年6月24日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

小川正芳氏の略歴でございますが、再任でございますので説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第24号は、これに同意することに決しました。

議案第25号

- 議長（本田加津子君） 日程第21 議案第25号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

- 市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第25号監査委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字本町68番地3。

氏名、川野敏夫。

生年月日、昭和24年2月11日。

提案理由は、監査委員下山則義氏が、令和5年4月30日をもって任期満了となったので、新たに選任しようとするものでございます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、これに同意することに決しました。

議案第26号

- 議長（本田加津子君） 日程第22 議案第26号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

- 副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第26号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布に伴い、関係

条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の1ページを御覧願います。

第34条の9は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定でございます。所得割の額から控除できなかった金額がある場合、森林環境税を納付等することができる規定の整備をするもので、地方税法施行例第48条の9の3に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定でございます。給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化する規定の整備及び引用条文の整備をするもので、地方税法第317条の3の2に基づき、令和7年1月1日から適用するものでございます。

第38条は、個人の市民税の徴収の方法の規定でございます。森林環境税の賦課徴収方法に関する規定の整備及び文言の整理をするもので、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

第41条は、個人の市民税の納税通知書の規定でございます。納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する規定の整備及び文言の整理をするもので、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

第44条は、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収の規定でございます。特別徴収の方法により徴収する給与所得者に係る納付額に、森林環境税額を含む旨を記載する規定の整備及び文言の整理をするもので、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れの規定でございます。特別徴収から普通徴収への切替えにおいて過誤納金が生じている場合、徴収金関係過誤納金とみなして納付等をするを委託したものとみなす規定の整備及び文言の整理をするもので、地方税法第321条の7に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収の規定でございます。特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に対する納付額に、森林環境税額を含む旨を記載する規定の整備及び文言の整理をするもので、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れの規定でございます。特別徴収から普通徴収への切替えにおいて過誤納金が生じている場合、徴収金関係過誤納金とみなして納付等をするを委託したものとみなす規定の整備及び文言の整理をするもので、地方税法第321条の7の10に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

第82条は、種別割の税率の規定でございます。ミニカー区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車を除外する規定の整備をするもので、地方税法第463条の15及び地方税法施行規則第15条の15に基づき、令和5年7月1日から適用するものでございます。

資料の2ページを御覧願います。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、附則第16条の2は、軽

自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定でございます。不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に変更する規定の整備をするもので、地方税法附則第29条の9及び附則第30条の2に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則第1条は、施行期日でございますが、これにつきましては資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則第2条は市民税に関する経過措置、第3条は軽自動車税に関する経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 今回の市税条例の改正につきましては、専決した部分も含めまして、直接市民や企業に関係する部分が多くあると思いますが、住民等への周知方法はどのようなことを考えられているのか伺います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 住民等への周知につきましては、広報等を通じまして折り込み、もしくは広報紙面において、これらの改正すべき内容というものについては周知してまいる考えでございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） なければ、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 7 号

○議長（本田加津子君） 日程第23 議案第27号令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

議案第27号の補正予算について御提案申し上げます。

議案第27号令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,269万円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

3款民生費、4項児童福祉費、1目児童福祉総務費、3節職員手当等13万6,000円から、18節負担金補助及び交付金370万円までの増額補正は、国の補助金により実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援特別給付金給付事業に係る経費です。

この事業は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けている低所得の子育て世帯を対象として児童1人当たり5万円を給付するもので、本市においては国が支給対象とする児童扶養手当受給者等、住民税均等割が非課税の子育て世帯のほかに、住民税均等割のみ課税の子育て世帯を加え、給付しようとするもので、交付金370万円のほか、給付事務に係る職員の手当や事務費などを計上しております。

次に、15款1項1目とも予備費80万6,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整でございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金、5節子育て世帯支援特別給付金給付事業費補助金311万円の増額補正は、住民税均等割のみ課税の子育て世帯の給付金を除く特別給付金の事業に対する補助金であります。

以上で、議案第27号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 均等割世帯のほうにも支給していただけるという形で説明がありました。昨年からいろいろ訴えて、この均等割世帯いろいろ負担しているところが大きいので光を当ててくださいという話をさせてもらって、昨年5万円支給してもらって、今回も子育て世帯に対して均等割世帯が入っているということなのですからけれども、これは大体何世帯ぐらいいるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 均等割の世帯に関しては支給対象予定の世帯が8世帯16人見込んでおります。

以上です。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） なければ、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

日 程 追 加 の 議 決

- 議長（本田加津子君） お諮りいたします。
各委員長より、閉会中の継続審査の申出があります。会議規則第20条の規定により、これを日程に追加し議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。
閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、議題といたします。
議事日程の変更について、事務局長から説明させます。
三浦議会事務局長。

- 議会事務局長（三浦悟君） 議事日程の変更について御説明いたします。
お手元の日程表の日程第23の次に日程第24 閉会中の継続審査の申出についてを追加願います。
以上であります。

閉会中の継続審査の申出について

- 議長（本田加津子君） 日程第24 閉会中の継続審査の申出についてであります。
各委員長より、委員会において審査を要する事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。
したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

- 議長（本田加津子君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。
これをもちまして、令和5年歌志内市議会第2回臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

（午前11時51分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会臨時議長 川 野 敏 夫

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 下 山 則 義